

長岡京市議会
議会改革特別委員会

調査研究報告書
《一般質問の方法について》

令和5年7月10日

1. 調査研究項目及び手法

(1) 調査研究項目

一般質問の方法について

(2) 調査研究項目の具体的内容

本市議会では、これまで一般質問を議員が内容の異なる項目をすべて質問したあと、市長や理事者がまとめて答弁する「一括質問一括答弁方式（以下、「一括質問方式」という。）」で行ってきたが、議員のひとつの質問（一問）ごとに、市長や理事者が答弁（一答）する「一問一答方式」を取り入れる自治体が増えている中、本市でも導入について、調査研究を進めたものである。

2. 委員名簿

議会改革特別委員会

委 員 長	田 村 直 義	
副 委 員 長	富 田 達 也	
委 員	西 條 利 洋	（令和4年12月21日議員辞職）
委 員	小 谷 宗 太 郎	
委 員	広 垣 栄 治	
委 員	小 原 明 大	
委 員	中 村 步	
委 員	大 伴 壘	
委 員	福 島 和 人	
委 員	八 木 浩	

3. 調査研究の実施経過（一般質問の方法部分のみ抜粋）

	開 催 日	調 査 ・ 研 究 事 項
1	令和4年 4月28日	・一般質問の方法について
2	令和4年 5月20日	・一般質問の方法について
3	令和4年 6月20日	・一般質問の方法について
4	令和4年 7月28日	・一般質問の方法について
5	令和4年 8月29日	・一般質問の方法について
6	令和4年 9月26日	・一般質問の方法について
7	令和4年10月24日	・一般質問の方法について
8	令和4年11月28日	・一般質問の方法について
9	令和4年12月21日	・一般質問の方法について
10	令和5年 2月20日	・一般質問の方法について
11	令和5年 3月22日	・一般質問の方法について
12	令和5年 4月24日	・一般質問の方法について

13	令和5年 7月10日	・一般質問の方法について ・報告書（案）について
----	------------	---

4. 調査研究のまとめ

本委員会として、一定、意見がまとまったものは、下記のとおりである。

- ①一括質問方式と一問一答方式の選択制とする。
- ②一括質問方式の場合は、今まで通り、時間制限を設けず、再質問は1回とする。
- ③一問一答方式の場合は、質問回数に制限は設けず、議員の質問時間に制限を設ける。
- ④一議員の質問時間は30分以内とし、これに答弁の時間は含めない。
- ⑤一問一答方式の場合、議員の質問場所は独立した質問者席を設置し、質問はすべて、質問者席から行うことで、大方の意見が一致。ただし、1回目の質問は発言者席から、2回目以降の質問は質問者席から行うという意見もあった。

一定、まとまった意見のほかにも、調査・研究の過程で、各項目について、多様な意見があったため、それについても下記に抜粋して記載する。

なお、一括質問方式と一問一答方式の選択制を導入する場合は、一般質問の議事運営や理事者側への反問権の設定、一般質問のルールの再確認など、今後検討していく必要があると考える。

5. 各項目での意見（抜粋）

（1）一問一答方式を調査・研究するにあたって

- ・一括質問方式と一問一答方式の選択制がいいのではないかな。
- ・一問一答方式というやり方があるうえで、それをするのかしないかを、各議員が決めて、その都度それに合わせて、対応していけばいいのではないかな。
- ・一般質問とは何か、再質問とは何か、要望とは何かという部分の認識を含めて、一問一答のどこにメリットがあってデメリットがあるのか、時間制限を設けるのか設けないのかなど、いろんなことを考えないといけないと考える。
- ・再質問は、本来、その質問の答弁に対して、疑問が生じたときだけ、再質問ができる。長岡京市のルールでは再質問は1回であるが、第2質問をしている議員が見受けられる。まず、自分たちが作ったルールを守ってから一問一答方式の議論をしてほしい。

- ・一問一答のメリット、デメリットを洗い出してから、選択制などの議論をしてはどうか。メリット、デメリットも分からないまま、議論をするのは時期尚早と考える。
- ・みんなでメリット、デメリットの共通認識を持つべきと考える。
- ・今の一括質問方式でしっかり議論すればいいと考える。
- ・一問一答方式に関しては、長岡京市の場合は、予算審査常任委員会や決算審査特別委員会で、会派が主体となるが、総括質疑という代表質問で一問一答を行っている。これはどこの市よりも古い時代から長岡京市は先行して行っており、他市に聞いても、予算や決算でこういった総括質疑ができるところはあまり聞かない。この総括質疑で一問一答はできているのではないかと考える。
- ・一問一答方式を導入するのであれば、理事者側に反問権を与えないと、議論がかみ合わないまま進むのではないか。その辺りのルールも決めないといけないと考える。
- ・今あるルールを守ったうえで、今後2年間、今の状態で行い、次の2年間で、1回試行するなどの議論に進んでいかないといけないのではないか。
- ・選択制でよいのではないか。
- ・今あるルールをしっかり守ったうえで進めていくべきだと考える。
- ・メリット、デメリットを再認識した上でという前提は、私も賛成である。その上で進めてもいいのではないかと考える。
- ・一問一答方式を賛成する理由として、一括質問方式では、やっぱり質問と答弁がキャッチボールになってないと考える。要望を言うだけで内容がちくはぐのまま終わってしまうこともある。一問一答方式では、そういう議論を深めることができるのが大きなメリットであると考ええる。
- ・全国市議会議長会のデータでは、5万人から10万人規模の市議会で、一問一答方式を導入しているのは、令和2年度の調査では約9割近くにある。これだけの市が導入している理由というのが、議論が深められることなどがあるのではないか。
- ・一括質問方式では、傍聴者から、この儀式的なものが何の意味があるのかという声も多く聴くところである。市民に分かりやすく、議論が深められるという意味では、一問一答方式はいいのかなと考える。
- ・やっぱり時間をどうするのかという問題もある。そういうところをもう少し、皆さんと議論をしたいと考える。
- ・他市でも一問一答方式を導入しているが、ある市では、時間制限があっても、感情論になり、市長と議員がかみ合わないままに、7回8回と再質問を行ったということもある。このように歯止めがかからない

ということも心配の種である。議論をかみ合わせるためには反問権も必要ではないか。ただし、理事者側のデータ量は圧倒的に多い。私たちが持っているデータで戦えるのか、その辺りも考えなければならない。また、その状況を市民の人に見せつけてどうかなどを含めて考えていかないといけないのではないか。

- ・一問一答方式は、言っているものが分かりやすいというのと、2往復の質問では詰めきれない部分も、再度詰められるという利点があると思う。しかし、質問時間を制限するというのであれば、制限すること自体がデメリットになると考える。議会の権能として、今、制限なく質問ができるというのを自ら制限を設けるということになるため、このデメリットをどのように考えるのか。
- ・質問時間を制限しないのであれば導入してもよいのではないか。

(2) 一括質問方式と一問一答方式のメリット・デメリットについて

- ・一括質問方式と一問一答方式のメリット・デメリットを見ると、それぞれ一長一短がある。そのため、どちらも選択できるほうが、全員の意向を酌むことになるので、選択できるという方式でいいと考える。
- ・一問一答方式でやりたいと議員もいる、今までの一括質問方式のやり方でいいと言う方もいる。その中で、どちらにもいいところがあって、どちらにもデメリットがあるとなると、それぞれが選択できるという形がいいと考える。
- ・一般質問の議論を深めることが目的であって、一括質問方式や一問一答方式は、やはり手法でしかないと思う。この手法は、個々で選べるのがいいと考える。もし選択制にするのであれば、条件整備などの検討が必要と考える。議論が深まるもの、一般質問で実のある質問ができるような体制がいいと考える。
- ・一問一答方式だと、質疑がかみ合うまで質問して答弁を求めるということができるが、時間制限があると、多くの市民の方の声を盛り込むことが難しくなると考える。時間制限がない形であれば、一問一答方式、一括質問方式のどちらも意味があると思うが、時間制限を設けるのであれば、前向きには考えられない。
- ・選択式がいいという意見が多いということ踏まえると、両方のパターンが選べる選択制の場合、答弁側の事務の流れがどうなるのか、確認が必要ではないかと考える。
- ・議場設備関係も、確認した方がいいのではないかと考える。
- ・現在、一般質問は2日で行っている。一問一答方式を入れた場合、今のまま2日間で行うのか、日数を増やすのか。
- ・今の一括質問方式であれば、時間制限はないが、再質問が1回のた

め、ある程度時間が分かるが、一問一答方式は、時間制限が必要と考える。時間制限がないと、永遠にお互いの答えが導くまでやりますとなれば、何時間にもなる可能性もある。今の2日間で収めるつもりなのか、その辺りも含めて、会期も決まっている中で、選択制がいかどうかという議論をしないといけないのではないかと。

《参考》

※再質問で新たな質問事項を取り上げることができるか。

再質問は、当初の質問に対する答弁に疑義等がある場合に行われるものですから、ここで当初の質問にない事項を取りあげることはできないものと考えられます。新たな質問事項は本来最初の質問で述べるものです。仮に、再質問で新規事項を述べるができるようになりますと、質問議員は質問事項を小出しにし、会議規則で認められた回数一杯に質問を行う戦術をとることができることとなります。このような方法は一問一答方式の変形とも言えますので認められません。

～議会運営の実際より～

(3) 一括質問方式と一問一答方式の選択方法について

- ・どちらを選択するか、発言通告書提出時に選択し、通告書に記載してはどうか。

(4) 一般質問の抽選や本会議での議事運営について

- ・例えば、3月定例会では、一括質問方式を選択した議員が先に質問を、6月定例会では、一問一答方式を選択した議員が先に質問をするなど、1つの方式をまとめて、定例会ごとにどちらが先に実施するか決めてはどうか。
- ・通告書の要旨ごとに質問し、答弁を得て、再質問がある場合はそこで言い、再質問することがなくなれば、次の要旨項目へ移行してはどうか。

(5) 一般質問の日数（2日間）について

- ・選択制を導入した場合、現在と同様の2日間で一般質問が終わるのか。
- ・現在、一人あたり平均約34分間（答弁含む）であり、全員の合計が9時間～12時間程度である。例えば答弁を含め、1人40分で21人が質問した場合、840分となり、14時間である。1日7時間程度のため不可能ではないと考える。
- ・全体として2日間で収めるように、みんなが協力して行っているの

は、本市議会のよいところであり、それぞれの立場を一定理解しながら、我慢するところはしてもらっていると考える。

(6) 一問一答方式の場合の質問時間について

- ・ 現在、1人あたりの答弁を含めた平均質問時間は約34分であり、発言時間は平均約17分である。
- ・ 答弁を含め、1人あたり40分を上限としてはどうか。
- ・ 質問者の質問時間は30分を上限としてはどうか。
- ・ 一問一答方式で答弁を含めた時間の場合、答弁を長々すれば、質問時間が短くなってしまう。議員の質問時間を守るため、議員の質問時間に上限を付けるような形がいいのではないか。
- ・ 一問一答方式で、1人の持ち時間が30分というのは短く感じる。40分くらいあればよいのではないか。
- ・ 一括質問方式は、時間制限なしで実施してほしいと考える。
- ・ 現在の一括質問方式の質問、答弁を合わせて、平均が34分であるため、一問一答方式の時間制限は40分あれば十分足りるのではないか。一括質問方式に関しては、従来と同じ方式のため、今まで通り、時間制限をかけないほうがよいのではないか。
- ・ 現在、質問回数を2回と制限しているが、時間は制限していないため、質問と答弁を合わせて40分というのはあり得ないと考える。平均より長い議員は著しく制限を受けることになるかと考える。
- ・ 現在の一括質問方式でも回数制限をしている。その意味では一問一答方式で無制限というのは自由度が過ぎると考える。
- ・ 一番長い人に合わせて実施し、支障がある場合は、もう一度、議論することが本市議会のあり方としてふさわしいのではないか。
- ・ 一問一答方式は長くなる可能性が高いと考えるため、議員の質問時間に上限時間を設けるのか、質問と答弁を合わせて上限時間を設けるのかを議論する必要があると考える。
- ・ 答弁を含めた時間より、議員が自覚を持って質問を行うという意味で、議員の質問時間を制限することが望ましいと考える。
- ・ 議員の質問時間を30分とすると、30分を使い切るように質問する議員が多くいるのではないか。そのため、答弁を含めて、1時間を超えると考える。議員の質問時間を20分とするのはどうか。
- ・ 導入当初は、短めに設定し、導入後、再度検討すればよいのではないか。
- ・ 質問時間は、議員のマイクが入っている時間を測定するのはどうか。
- ・ 答弁も含めた質問時間とすると、答弁が長くなる可能性もある。議

員の質問時間に制限をかけることにより、議員側も答弁側も議事運営のことを考え、簡潔に答えるのではないか。

- ・みんなで議論し、煮詰めたうえで時間を決めるべきであり、決めたものを簡単に変更すべきではないと考える。
- ・質問時間に上限を定めるのであれば、質問時間の長い議員に合わせ検討すれば、だれもが制限されることなく選択できるのではないかと考える。それで足りないとなれば、また意見を出し合い検討してはどうか。
- ・一問一答方式でも、最初の現状説明があり質問し答弁をもらい、再質問を行っていく。再質問は非常に短いものとなると考える。そこも踏まえて上限時間を考えるべきではないか。
- ・最初の導入であるため、どの程度制限されるのか不安という声もある。少しゆとりをみながら行ってもよいのではないか。余りにも長くなり不都合があるという意見が出たときに、再度検討してはどうか。
- ・過去に、本市議会で対面式を取り入れたことがあるが、1度行ってやめてしまった経緯がある。市民からみれば議会は何をしているのかということになるため、よく検討した上で導入すべきと考える。
- ・選択制として導入を考えているため、質問回数は決まっているが、時間制限は設けていないため、長く質問したい議員は、一括質問方式を選択し質問すればよいのではないか。
- ・質問に関して一番大切なのは、時間制限ではなく、内容と考える。端的に発言し議員の質を高めるのが一番ではないか。

(7) 質問者や答弁者の発言席について

- ・新庁舎では、質問者席の設置が可能となっている。
- ・自席での質問の場合は、傍聴者が映り込んでしまうため、プライバシーの配慮から新たに質問者席を設けるべきと考える。
- ・質問者席を設けたほうが、そこからずっと質問できるため、移動時間の省略を図れると考える。
- ・今の議場の形が綺麗であるため、わざわざ新たに質問者席を設けることなく、今の席を活用してはどうか。一般質問の日のみ移動してはどうか。
- ・現在はコロナ禍であるため、対策として、一般質問の日だけ新たに席を設ける対応をしているが、議席は本来固定しているものである。議席の一部を質問者席に充てると、一般質問がない日もその席が空くことになり、違和感を覚える。
- ・選択制であるため、議席の一部を質問者席として活用すると、切り

替えの時に議員の移動が発生するのはどうかと考える。

- ・ 質問者席を独自に設ける場合、議場の雰囲気と合うようなものを設置する必要があると考える。
- ・ 質問者席を可動式にする場合は、ワイヤレスマイクを活用すれば設置できるのではないかと考える。
- ・ 議場へ傍聴に来られた市民に対する礼儀として、1回目の質問は、議員の顔が市民に見えるよう、また、訴えている姿からいろいろ感じていただけるように発言者席から、2回目の質問以降は、質問者席からするのがよいのではないかと考える。
- ・ 傍聴者には、モニターで議員の顔が見えるのではないかと考える。
- ・ 今、よりよい一般質問を行うために、議論をしている。傍聴者に顔を見せることがよりよい一般質問なのかという点は違うと考える。もし、顔を見せたいのであれば、一括質問方式を選択すればよいのではないかと考える。
- ・ 議員が傍聴者に訴えている姿を見てほしいというのであれば、一問一答方式の本来の本質から外れていると考える。

(8) 一問一答方式で議論が平行線になる可能性について

- ・ 議長が進行を進めるべきではないかと考える。
- ・ 一括質問方式で再質問が1回となっている理由は、答弁できていない部分を再度聞くということもあるが、その会期で行った答弁の内容は、何度同じ質問をしても、その会期ですぐに変わるものではない。そこで行き詰まるのではないかと考える。議長采配が非常に難しくなると考える。
- ・ 理事者側に反問権を与えないと、議論がかみ合わないまま進むのではないかと考える。現に議論がかみ合わないまま、7回、8回と再質問を行った自治体もある。そのため、理事者側に反問権を設定すべきと考える。

(9) その他

- ・ 何度も取り上げてきたようなテーマや、理事者から具体的な答弁を得たいときは、一問一答方式を選択し、初めて取り上げるようなテーマのときは、色んな情報収集をしてきたということを改めて、経過も含めて説明するほうが市民の方にとっても分かりやすい質問になると考えるので、そのときは、一括質問方式を選択するのもありなのではないかと考える。